

個人情報保護宣言	
変更後	変更前
<p>当社は、お客様の個人情報及び個人番号（以下「<u>個人情報等</u>といいます。）に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。</p> <p>1. 関係法令等の遵守</p> <p>当社は、<u>個人情報等の保護</u>に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。</p> <p>2. 利用目的</p> <p>当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。<u>個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。</u>なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社の本支店に提示するとともに、ホームページ等に掲載しております。</p> <p>3. 安全管理措置</p> <p>当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報等の漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行って参ります。</p> <p>4. 継続的改善</p> <p>当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めて参ります。</p> <p>5. 開示等のご請求手続き</p> <p>当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参りま</p>	<p>当社は、お客様の個人情報に対する取組み方針として、次のとおり、個人情報保護宣言を策定し、公表いたします。</p> <p>1. 関係法令等の遵守</p> <p>当社は、<u>「個人情報の保護に関する法律」</u>をはじめ個人情報保護に関する関係諸法令、主務大臣のガイドライン及び認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。</p> <p>2. 利用目的</p> <p>当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でお客様の個人情報を取り扱います。なお、別紙の当社における個人情報の利用目的は、当社の本支店に提示するとともに、ホームページ等に掲載しております。</p> <p>3. 安全管理措置</p> <p>当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容となるよう努めます。また、お客様の個人情報の漏洩等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び委託先の適切な監督を行ってま</p> <p>4. 継続的改善</p> <p>当社は、お客様の個人情報の適正な取扱いを図るため、この保護宣言は適宜見直しを行い、継続的な改善に努めてま</p> <p>5. 開示等のご請求手続き</p> <p>当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めて参りま</p>

<p>す。なお、<u>個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</u></p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等</p> <p>当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。</p> <p>ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-13-14 立花証券株式会社 監査部宛 電話番号： 03-3669-3111（代表） 受付時間： 午前9時～午後5時</p> <p>7. 認定個人情報保護団体</p> <p>当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である<u>日本証券業協会・一般社団法人金融先物取引業協会</u>の協会員です。各協会の個人情報相談室及び個人情報苦情相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>【苦情・相談窓口】</p> <p>日本証券業協会 個人情報相談室 電話（03-3667-8427） (http://www.jsda.or.jp/) <u>一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室</u> 電話（03-5280-0881） (http://www.ffaj.or.jp/)</p> <p>なお、個人情報等の主な取得元及び、外部委託している主な業務について、ホームページにて載せております。</p>	<p>す。</p> <p>6. ご質問・ご意見等</p> <p>当社は、お客様からいただいた個人情報に係るご質問・ご意見等に対し迅速かつ誠実な対応に努めて参ります。</p> <p>ご質問・ご意見等は、当社の本支店又は次の窓口まで（書面等により）お申し出ください。 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町7-2 立花証券株式会社 監査部宛 電話番号： 03-3669-3111（代表） 受付時間： 午前9時～午後5時</p> <p>7. 認定個人情報保護団体</p> <p>当社は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>【苦情・相談窓口】</p> <p>日本証券業協会 個人情報相談室 電話（03-3667-8427） (http://www.jsda.or.jp/)</p> <p>なお、個人情報の主な取得元及び、外部委託している主な業務について、ホームページにて載せております。</p>
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月

※下線部分変更

お客様の個人情報等の利用目的等について	
変更後	変更前
当社は、お客様の個人情報について、次の事業内	（新設）

容及び利用目的の達成に必要な範囲において取扱いいたします。

個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱いいたします。

また、当社が取得する個人情報の取得手段は、音声の録音、画像の録画、電子メールの受信等も含まれます。

なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

1. 事業内容

(1) 金融商品取引業務および金融商品取引業務に付随する業務

(2) 法律により金融商品取引業者が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務

(3) その他、金融商品取引業者が営むことのできる業務およびこれらに付随する業務（今後、取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

(1) 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

(2) 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため

(3) お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため

(4) お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため

(5) お客様との取引に関する事務を行うため

(6) お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため、必要な範囲内において個人データ取扱いの全部又は一部を委託するため

(7) お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

(8) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開

<p>発のため</p> <p>(9) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため</p> <p>(10) 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。</p> <p>—</p> <p>3. 個人データの開示の要求について</p> <p>個人データ開示のご請求については、個人情報の適正な取扱いを確保するために、直接担当営業員（ストックハウスはコールセンター）へお問い合わせ下さい。手続き等詳細につきましてご説明いたします。</p>	
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月

※下線部分変更

立花証券総合取引約款	
変更後	変更前
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月

※下線部分変更

立花証券総合取引約款	
第 1 章 総合取引	
変更後	変更前
<p>第 4 条 共通番号の届出</p> <p>お客様は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	（新設）

<p>第4条の2 届出事項</p> <p>お客様は、前条の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号等</u>をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、<u>共通番号等</u>とします。</p>	<p>第4条 届出事項</p> <p>お客様は、前条の申込書に押なつされた印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日等とします。</p>
--	--

※下線部分変更

立花証券総合取引約款	
第3章 株式等振替決済口座管理約款	
変更後	変更前
<p>第29条の2 共通番号の届出</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「<u>番号法</u>」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、<u>共通番号</u>（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第31条 当社への届出事項</p> <p>1 「総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号等</u>をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、<u>印鑑、共通番号等</u>とします。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>第31条 当社への届出事項</p> <p>1 「総合取引申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、<u>印鑑等</u>とします。</p> <p>2 （省略）</p>
<p>第32条の2 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意</p> <p>当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意</p>	<p>第33条 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意</p> <p>当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます。）の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意</p>

<p>いただいたものとして取り扱います。</p> <p>第33条 共通番号情報の取扱いに関する同意</p> <p>当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>いただいたものとして取り扱います。</p> <p>（新設）</p>
<p>第58条 届出事項の変更手続き</p> <p>1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。</p>	<p>第58条 届出事項の変更手続き</p> <p>1 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>2 （省略）</p> <p>3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p>

※下線部分変更

立花証券総合取引約款	
第4章 振替決済取引	
変更後	変更前
<p>第73条の2 共通番号の届出</p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「<u>番号法</u>」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p>	<p>（新設）</p>

<p>第78条 振替の申請</p> <p>1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び振込一般債等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p> <p>2～11 (省略)</p>	<p>第78条 振替の申請</p> <p>1 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債及び振込一般債等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p><u>(3) 振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。</u></p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>2～11 (省略)</p>
<p>第81条 分離適格振込国債に係る元利分離申請</p> <p>1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</p> <p>(削除)</p> <p>2・3 (省略)</p>	<p>第81条 分離適格振込国債に係る元利分離申請</p> <p>1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。</p> <p><u>(2) 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までににおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの。</u></p> <p>2・3 (省略)</p>
<p>第82条 分離元本振込国債等の元利統合申請</p> <p>1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</p> <p>(削除)</p>	<p>第82条 分離元本振込国債等の元利統合申請</p> <p>1 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</p> <p><u>(2) 当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までににおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの</u></p>

2・3 (省略)	2・3 (省略)
----------	----------

※下線部分変更

立花証券総合取引約款	
第10章 雑 則	
変更後	変更前
<p>第151条 届出事項の変更</p> <p>1 お届出の印鑑、住所、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、<u>共通番号</u>その他の届出事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取引部店にお届出いただきます。</p> <p>2 前項のお届出があったとき、当社はお客様から、<u>必要と認められる戸籍抄本、住民票等の書類</u>をご提出又は<u>個人番号カード等</u>をご提示いただきます。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、<u>共通番号</u>等とします。</p> <p>7・8 (省略)</p>	<p>第151条 届出事項の変更</p> <p>1 お届出の印鑑、住所、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取引部店にお届出いただきます。</p> <p>2 前項のお届出があったとき、当社はお客様から、<u>戸籍抄本、住民票等の必要と認められる書類</u>をご提出いただきます。</p> <p>3～5 (省略)</p> <p>6 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。</p> <p>7・8 (省略)</p>
<p>第154条 この約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p>	<p>第154条 この約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、変更されることがあります。</p> <p><u>(1) 当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知させていただきます。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。</u></p> <p><u>(2) 前項の通知は、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくは新たな義務を課するものでない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、当社ホームページ等への掲載、又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代えることができるものとします。</u></p>

特定口座に係る上場株式等保管委託約款	
変更後	変更前
<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が特定口座内保管上場株式等（<u>租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものを</u>いいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」という。）が<u>租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいう。以下、同じ。）</u>の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の保管の委託について、同条第3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>第2条 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>1 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>選択される</u>場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p>	<p>第2条 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>1 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める</u>特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37の11の4第1項に定める</u>特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出を行うことは</p>

	できません。
<p>第3条 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p><u>上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。</u></p>	<p>第3条 特定保管勘定における保管の委託</p> <p><u>特定口座に係る上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（租税特別措置法第37条の11の3第3項第二号に規定されている当該特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。</u></p>
<p>第5条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）を受入れます。</p> <p>(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>(2) 当社以外の<u>金融商品取引業者等</u>に開設されている申込者の特定口座に受入れられている<u>特定口座内保管上場株式等</u>の全部又は一部を所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>(3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに<u>限ります。</u>）により取得した上場株式等</p> <p>(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>(5) 申込者が相続（限定承認に係るものを<u>除きます。以下同じです。</u>）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを<u>除きます。以下同じで</u></p>	<p>第5条 特定口座に受入れる上場株式等の範囲</p> <p>当社は申込者の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。）を受入れます。</p> <p>(1) 第2条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等</p> <p>(2) 当社以外の<u>金融商品取引業者</u>に開設されている申込者の特定口座に受入れられている<u>特定保管内上場株式等</u>の全部又は一部を所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>(3) 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに<u>限る。</u>）により取得した上場株式等</p> <p>(4) 当社に開設された特定口座に設けられた<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第三号に規定する</u>特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>(5) 申込者が相続（限定承認に係るものを<u>除く。以下、同じ。</u>）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを<u>除く。以下、同じ。</u>）により取</p>

<p>す。)により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>(6) 特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>(7) 特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>(8) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みません。）（合併法人の株式若しくは出資又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当または剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限りません。）により取得する当該合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p> <p>(9) 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受</p>	<p>得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>(6) 特定口座内上場株式等につき、株式の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>（新設）</p> <p>(7) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（合併法人の株式のみの交付がされるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式及び当該法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。）に限る。）により取得する当該合併法人の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p> <p>（新設）</p>
--	---

<p>益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限り。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	
<p>(10) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限り。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>(8) 特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（法人税法第2条第十二号の二に規定する分割法人の株主等に同条第十二号の三に規定する分割承継法人の株式のみの交付がされるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する利益の配当又は出資に係る剰余金の分配として交付される金銭その他の資産のみの交付がされるものを含む。）により取得する当該分割法人の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p>
<p>(11) 特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>(9) 特定口座内保管上場株式等につき、租税特別措置法第37条の14第1項に規定する株式交換等（同項の規定により当該株式交換等により移転した同項に規定する特定子会社株式の譲渡がなかったものとされる場合に限るものとし、同項に規定する交付金銭等を受ける場合を除く。）により特定親会社から新株の割当により取得する当該特定親会社の株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの</p>
<p>(12) 特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</p>	<p>(新設)</p>
<p>(13) 特定口座内保管上場株式等に付された新</p>	<p>(10) 特定口座内保管上場株式等に付された新</p>

<p>株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの</p> <p>(14) 前各号のほか<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等</u></p>	<p>株予約権の行使により取得する株式で、特定口座への受入れを、株券等の保管及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行われるもの</p> <p>(新設)</p>
<p>第 6 条 譲渡の方法</p> <p>特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法<u>その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 7 項に定められる方法のいずれかにより行います。</u></p>	<p>第 6 条 譲渡の方法</p> <p>特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法<u>又は上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条の規定に基づいて行われる一単元の株式に満たない数の株式の譲渡もしくは旧商法第 220 条の 6 第 1 項 (同法第 221 条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定に基づいて行われる端株の譲渡について当社を経由する方法のいずれかにより行います。</u></p>
<p>第 9 条 相続又は遺贈による特定口座への受入れ</p> <p>当社は、第 5 条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲) <u>(5) に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号又は第 4 号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。</u></p>	<p>第 9 条 相続又は遺贈による特定口座への受入れ</p> <p>当社は、第 5 条 (特定口座に受入れる上場株式等の範囲) <u>⑤ に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。</u></p>
<p>第 10 条 年間取引報告書等の送付</p> <p><u>1 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、申込者に交付いたします。</u></p> <p><u>2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。</u></p>	<p>第 10 条 年間取引報告書等の送付</p> <p>当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、申込者に交付いたします。</p> <p>(新設)</p>

<p>3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出いたします。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第11条 緊急投資促進税制との関係 <u>特定口座源泉徴収選択届出書を提出した申込者は特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、租税特別措置法第37条の14の2(特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)の適用は受けられません。</u></p>
<p>第11条 地方税に関する事項 <u>当社はお客様から第2条第2項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、源泉徴収を行います。また、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該提出があったものとみなします。</u></p>	<p>第12条 地方税に関する事項 <u>当社は、申込者から租税特別措置法第37の11の4第1項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受ける際に、地方税法の一部を改正する法律(平成14年法律第17号)附則第35条の2の4第2項第三号の規定による地方税法第321条の3第2項の規定にもとづく普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出を受けることといたします。また、この申出は、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該申出があったものとみなします。</u></p>
<p>第12条 契約の解除 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) (省略) (削除) (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき (3) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき</p>	<p>第13条 契約の解除 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) (省略) (2) <u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u> (3) 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき (4) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき</p>
<p>第13条 特定口座を通じた取引 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。</p>	<p>第14条 特定口座を通じた取引 申込者が当社との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。</p>
<p>第14条 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付</p>	<p>(新設)</p>

<p>特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</p>	
<p>第16条 約款の変更</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとしします。</p>	<p>第16条 約款の変更</p> <p>1 当社は、この約款の内容が変更される場合は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議申出がないときは、その変更同意したものとしします。</p> <p>2 前項の通知は、その内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者の新たな義務を課するものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代えることができるものとしします。</p>
<p>平成28年1月</p>	<p>平成25年6月</p>

※下線部分変更

<p>特定口座に係る上場株式等信用取引約款</p>	
<p>変更後</p>	<p>変更前</p>
<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）が租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第161条の2第1項の規定による信用取引（以下、「信用取引」といいます。）による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取</p>	<p>第1条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様（以下「申込者」という。）が租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する特定口座において処理した金融商品取引法第161条の2第1項の規定による信用取引（以下、「信用取引」という。）による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡（当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等の買付けにより取引の決済を行う場合又は当該上場株式等の譲渡に係る株式等と同一銘柄の株式等を買付けた取引の決済</p>

<p>引の決済のために行う場合に限る。)について、同条第3項第3号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>のために行う場合に限る。)について、同条第3項第3号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>第2条 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>1 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>選択</u>される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。<u>なお</u>、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p>	<p>第2条 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>1 申込者が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第一号に定める</u>特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 申込者が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を<u>希望する</u>場合には、あらかじめ、当社に対し、<u>租税特別措置法第37条の11の4第1項に定める</u>特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3 申込者が当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該申込者は、当該年に特定内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p>
<p>第3条 特定信用取引勘定における処理</p> <p>信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定(特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、<u>同じ</u>です。)において行います。</p>	<p>第3条 特定信用取引勘定における処理</p> <p>信用取引による上場株式等の譲渡又は当該信用取引の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引勘定(特定口座において処理される上場株式等の信用取引につき、当該信用取引の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、<u>同じ</u>。)において行います。</p>
<p>第5条 年間取引報告書</p>	<p>第5条 年間取引報告書</p>

<p><u>1</u> 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、申込者に交付いたします。</p> <p><u>2</u> 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者に交付いたします。</p> <p><u>3</u> 当社は、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通を申込者に交付し、1 通を税務署に提出いたします。</p>	<p>当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、申込者に交付いたします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第 6 条 地方税に関する事項</p> <p><u>当社はお客様から第 2 条第 2 項の特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合には、地方税法の定めに従って、源泉徴収を行います。また、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該提出があったものとみなします。</u></p>	<p>第 6 条 地方税に関する事項</p> <p><u>当社は、申込者から租税特別措置法第 37 の 1 1 の 4 第 1 項に定める特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受ける際に、地方税法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 17 号）附則第 35 条の 2 の 4 第 2 項第三号の規定による地方税法第 321 条の 3 第 2 項の規定にもとづく普通徴収の方法により徴収されたい旨の申出を受けることといたします。また、この申出は、申込者からの変更の依頼がない限り、毎年、当該申出があったものとみなします。</u></p>
<p>第 7 条 契約の解除</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき (削除)</p> <p><u>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</u></p> <p><u>(3) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき</u></p>	<p>第 7 条 契約の解除</p> <p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) 申込者が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p><u>(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u></p> <p><u>(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</u></p> <p><u>(4) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき</u></p>
<p>第 10 条 約款の変更</p> <p><u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、</u></p>	<p>第 10 条 約款の変更</p> <p><u>1 当社は、この約款の内容が変更される場合</u></p>

<p>その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更同意したものとしてします。</p>	<p>は、申込者にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議申出がないときは、その変更同意したものとしてします。</p> <p>2 前項の通知は、その内容が申込者の従来の権利を制限する若しくは申込者の新たな義務を課するものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代えることができるものとしてします。</p>
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月

※下線部分変更

特定管理口座約款	
変更後	変更前
<p>第 1 条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>第 1 条 約款の趣旨</p> <p>この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」という。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>第 3 条 特定管理口座における保管の委託等</p> <p>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p>	<p>第 3 条 特定管理口座における保管の委託</p> <p>当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p>
<p>第 4 条 譲渡の方法</p> <p>1 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が当社に対</p>	<p>第 4 条 譲渡の方法</p> <p>1 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が当社に対</p>

<p>して、<u>特定管理株式等</u>の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して<u>特定管理株式等</u>に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が<u>特定管理株式等</u>を譲渡される前に、当該<u>特定管理株式等</u>を特定管理口座から払い出すことといたします。</p>	<p>して、<u>特定管理株式</u>の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して<u>特定管理株式</u>に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が<u>特定管理株式</u>を譲渡される前に、当該<u>特定管理株式</u>を特定管理口座から払い出すことといたします。</p>
<p>第5条 <u>特定管理株式等</u>の譲渡、払出しに関する通知</p> <p>特定管理口座において<u>特定管理株式等</u>の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該<u>特定管理株式等</u>に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>第5条 <u>特定管理株式</u>の譲渡、払出しに関する通知</p> <p>特定管理口座において<u>特定管理株式</u>の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該<u>特定管理株式</u>に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>第6条 <u>特定管理株式等</u>の価値喪失に関する事実確認書類の交付</p> <p>特定管理口座で管理している<u>特定管理株式等</u>の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該<u>特定管理株式等</u>の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより<u>価値喪失株式等</u>の銘柄、<u>価値喪失株式等</u>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p>	<p>第6条 <u>特定管理株式</u>の価値喪失に関する事実確認書類の交付</p> <p>特定管理口座で管理している<u>特定管理株式</u>の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該<u>特定管理株式</u>の価値が失われた場合に該当したときには、当社はお客様に対し、関係法令等に定めるところにより<u>価値喪失株式</u>の銘柄、<u>価値喪失株式</u>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p>
<p>第7条 契約の解除</p> <p>1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p>	<p>第7条 契約の解除</p> <p>1 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき</u></p> <p>(4) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p>

<p>き</p> <p>(4) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>(5) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>前項第2号</u>の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、<u>特定管理株式等の保管の委託等</u>がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>	<p>き</p> <p>(5) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>(6) 立花証券総合取引約款に定める「契約の解除」に該当したとき</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>前項第2号又は第3号</u>の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、<u>特定管理株式の保管の委託</u>がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月

※下線部分変更

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款	
変更後	変更前
<p>第2条 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲</p> <p>1 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等<u>(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)</u>に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、)のみを受入れます。</p> <p><u>(1) 租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)</u>で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p><u>(2)～(4)</u> (省略)</p> <p>2 (省略)</p>	<p>第2条 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲</p> <p>1 当社はおお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等<u>(租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)</u>に係るものに限り、)のみを受入れます。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1)～(3)</u> (省略)</p> <p>2 (省略)</p>
<p>第6条 契約の解除</p>	<p>第6条 契約の解除</p>

<p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき (削除)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>(1) お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき</p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 3 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとみなされたとき</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月

※下線部分変更

外国証券取引口座約款	
変更後	変更前
<p>第24条 共通番号の届出</p> <p><u>申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第24条の 2 届出事項</p> <p>申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>印鑑及び共通番号</u>等を当社所定の書類により届け出ていただきます。</p>	<p>第24条 届出事項</p> <p>申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）<u>及び印鑑</u>等を当社所定の書類により届け出ていただきます。</p>
平成 28 年 1 月	平成 25 年 6 月